

## ふくいエコはぴねす住宅認証制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井の厳しい気候風土においても快適・健康・経済的に過ごすことができる本県独自の断熱性能、気密性能および防露性能を備えた住宅（以下「ふくいエコはぴねす住宅」という。）の認証について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふくいエコはぴねす住宅基準 ふくいエコはぴねす住宅の性能に関する認証基準第4第1項に定める基準をいう。
  - (2) 住宅 居室、台所、便所および浴室を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第2条第1号の建築物をいう。）をいう。
  - (3) 建築主等 福井県内において住宅を新築しようとする者、県内に存する住宅を改修しようとする者および住宅を所有する者をいう。
  - (4) 新築住宅 福井県内に新たに建設しようとする住宅で、ふくいエコはぴねす住宅基準に基づき新築しようとする住宅をいう。
  - (5) 改修住宅 福井県内に存する住宅（新築以外の住宅をいう。）で、ふくいエコはぴねす住宅基準に基づき改修しようとする住宅をいう。
  - (6) 主要な断熱部位 屋根、天井、壁、床、基礎およびベランダ床（ベランダ下部が屋内空間である場合に限る。）の断熱をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

### (ふくいエコはぴねす住宅の認証等)

第3条 建築主等は、ふくいエコはぴねす住宅基準に従って設計し、施工を行った住宅の性能等について、知事の認証を受けることができる。ただし、建築主等が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 自己、その属する法人もしくは法人以外の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持および運営に協力し、または関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (設計適合審査の申請)

第4条 前条の認証を受けようとする者は、当該住宅の設計について、断熱工事（基礎を除く。）に着手する14日前までに、ふくいエコはぴねす住宅設計適合審査申請書（様式第1号）（以下「設計適合審査申請書」という。）に、次の各号に定める書類および別表第1に定める図書（以下「設計適合審査申請添付書類等」という。）を添えて、知事に申請し設計内容の審査を受けな

ければならない。

- (1) ふくいエコはぴねす住宅設計内容確認書（様式第2号）
  - (2) 誓約書（様式第3号）
  - (3) 設計適合審査提出書類チェックリスト
  - (4) 確認済証（建築基準法第6条第1項の規定による確認済証をいう。以下同じ）の写し
  - (5) 確認申請書（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書をいう。以下同じ）第1面から第6面の写し
- 2 前項第4号および第5号に規定する書類について、確認申請書の提出が不要な場合は、「建築工事届（建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届をいう。以下同じ）の写し」と読み替えるものとする。
- 3 別表第1に掲げる図書に明示すべき事項を設計適合審査申請書に添える他の図書に明示する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該図書を設計適合審査申請書に添えることを要しない。

#### （設計適合証明書の交付等）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該新築住宅または改修住宅（以下「新築住宅等」という。）の設計内容が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときは、ふくいエコはぴねす住宅設計適合証明書（様式第4号）（以下「設計適合証」という。）を交付するものとする。

- (1) ふくいエコはぴねす住宅事業者認証制度要綱（以下「事業者認証制度要綱」という。）第6条第1項に規定する認証事業者が設計し、同条第2項に規定する認証事業者が施工するものであること。
  - (2) 設計にあたっては、事業者認証制度要綱第6条第1項第1号に規定する登録設計技術者（以下「登録設計技術者」という。）が直接従事し、または当該設計を統括する立場で従事指導もしくは監督したものであること。
  - (3) 施工（工事監理含む）にあたっては、登録設計技術者または事業者認証制度要綱第6条第2項第1号に規定する登録施工技術者が直接または総括する立場で指導または監督を行う予定であること。
  - (4) 断熱性能および防露性能がふくいエコはぴねす住宅基準を満たすことであること。また、気密性能がふくいエコはぴねす住宅基準を満たすことを予定していること。
- 2 知事は、次の各号に掲げる場合は、ふくいエコはぴねす住宅設計適合証明書不交付通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。
- (1) 申請された新築住宅等の設計内容が、第1項各号に適合しないとき
  - (2) 申請された新築住宅等の設計内容が、審査の過程において設計適合審査申請書もしくは設計適合審査申請添付書類等に不備またはこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合することが判断できないとき
  - (3) 設計適合審査申請書または設計適合審査申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

#### （変更設計適合審査の申請）

第6条 設計適合証の交付を受けた者は、設計適合証の交付後に設計の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、変更に係る工事に着手する14日前までに、ふくいエコはぴねす住宅変更設計適合審査申請書（様式第6号）（以下「変更設計適合審査申請書」という。）に、設計適合審査申請添付書類等のうち変更に係る書類および図書（以下「変更設計適合審査申請添付書類等」という。）を添えて、知事に申請し、変更設計内容の審査を受けなければならない。

ない。

#### (変更設計適合証の交付等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請された住宅の設計内容が第5条第1項各号に適合すると認めるときは、ふくいエコはぴねす住宅変更設計適合証明書（様式第7号）（以下「変更設計適合証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、次の各号に掲げる場合においては、ふくいエコはぴねす住宅変更設計適合証明書不交付通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請された新築住宅等の設計内容が、第5条第1項各号に適合しないとき
- (2) 申請された新築住宅等の設計内容が、審査の過程において変更設計適合審査申請書もしくは変更設計適合審査申請添付書類等に不備またはこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第5条第1項各号に適合することが判断できないとき
- (3) 変更設計適合審査申請書または変更設計適合審査申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

#### (軽微な変更)

第8条 軽微な変更とは、設計適合証または変更設計適合証の交付を受けた新築住宅等で、その断熱性能に関わる部分の計画の変更のうち、各断熱部位の熱貫流率および外皮平均熱貫流率が、変更前の値を上回らない（性能が下回らない）ことが明らかな変更をいう。

2 前項において、外壁の構成に変更がある場合は、防露性能についてふくいエコはぴねす住宅基準を満たすことを確かめることとする。

3 設計適合証または変更設計適合証の交付を受けた者は、第1項に規定する軽微な変更がある場合は、第9条に規定するふくいエコはぴねす住宅認証の申請にあわせて、当該軽微な変更に係る図書を添付して、知事に報告するものとする。

#### (ふくいエコはぴねす住宅認証の申請)

第9条 設計適合証または変更設計適合証の交付を受けた者は、当該新築住宅等の工事を完了したときは、ふくいエコはぴねす住宅認証申請書（様式第9号）（以下「認証申請書」という。）に、それぞれ次の各号に定める書類および図書（以下「認証申請添付書類等」という。）を添えて、知事に提出することができる。

- (1) ふくいエコはぴねす住宅設計内容等確認書（様式第10号）
- (2) 住宅認証提出書類チェックリスト
- (3) 気密性能試験結果報告書
- (4) 気密性能試験状況写真
- (5) 主要な断熱部位の施工状況写真
- (6) 住まい方説明書
- (7) 検査済証（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証をいう。）の写し
- (8) 軽微な変更に係る図書（前条第1項に規定する軽微な変更がある場合に限る。）
- (9) その他、知事が必要と認めた書類

2 前項第7号に規定する書類は、確認申請書の提出が不要な場合は、添付を要しない。

#### (認証証明書の交付等)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請された当該新築住宅等が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、ふくいエコはぴねす住宅認証証明書を交付し、その旨建築主等にふくいエコはぴねす住宅認証証明書交付通知書（様式第11号）により通知す

るものとする。

- (1) 設計適合審査申請書または変更設計適合審査申請書に記載された内容のとおり建設されてること。（第8条第1項に規定する軽微な変更を除く。）
  - (2) 気密性能がふくいエコはぴねす住宅基準を満たすこと。
  - (3) 建築工事業者が前条第1項第6号の住まい方説明書に関する事項について建築主等へ書面により説明していること。
- 2 知事は、申請された当該新築住宅等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、ふくいエコはぴねす住宅認証証明書不交付通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。
- (1) 前項各号に適合しないとき
  - (2) 審査の過程において認証申請書もしくは認証申請添付書類等に不備またはこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、前項各号に適合することが判断できないとき
  - (3) 認証申請書または認証申請添付書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

#### （申請の取り下げ）

- 第11条 第4条第1項、第6条第1項または第9条第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届（様式第13号）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、取り下げ届以前に申請のあった各申請書および申請添付書類等の返却は行わないものとする。

#### （建築主等の責務）

- 第12条 第10条第1項の認証を受けた建築主等は、認証されたふくいエコはぴねす住宅を適切に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
- (1) 新築工事および改修工事の図面および関係図書について、工事履歴が確認できるよう保存すること。
  - (2) 改修工事等を行う場合にあっては、ふくいエコはぴねす住宅の認証を受けた時の気密性能が損なわれないよう適切に処理すること。
  - (3) 第9条第1項第6号で提出した住まい方説明書のとおり維持、管理を行うこと。
- 2 第9条第1項第4号および第5号で提出した写真を県が普及啓発のために使用することについて、協力するものとする。

#### （業務の委託）

- 第13条 知事は、この要綱に規定する申請の受理およびその審査に関する業務の全部または一部を、適切な能力を有する第三者に委託することができる。

#### （その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	図面上に建物周辺状況と建築物の位置を表示、建築物の地名地番を記載。
配置図	縮尺および方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）
各階平面図	縮尺および方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類および寸法、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）および寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種別、寸法および構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）ならびに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別および寸法、断熱材を使用している位置、断熱材の種別および寸法、基礎外周長および土間床面積等の計算式
求積図・面積計算図	建築面積、延べ面積がわかる図 床・壁・天井（屋根）等の面積がわかる根拠図
設備機器表	暖房、冷房機器の種類・性能区分、換気設備の種類・性能値等、給湯設備の種類・性能値・配管方法、水栓の種類・性能区分、浴槽の種類・性能区分、照明設備の種類・その機能、太陽光発電の有無・容量・性能
住宅性能のわかる図書	外皮性能計算書、一次エネルギー計算書、ZEH判定シートおよびその入力値の根拠がわかるもの (外皮面積、土間床面積等)、(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第9条第1項に基づき登録された住宅性能評価機関による外皮性能の証明を受けた住宅については、外皮性能を証する書類を添付した場合に限り、外皮性能計算書の添付を省略することができる。)
結露判定計算書	計算プログラムでの判定書
その他図書	その他、知事が必要と認めた図書